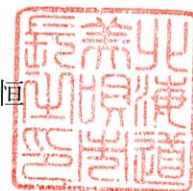


公募型プロポーザル方式の公告について

美唄市企業会計システム更新業務委託に係る公募型プロポーザル方式への参加者を下記のとおり募集する。

令和8年9月28日

美唄市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業 美唄市長 桜井 恒



記

- 1 業務名 美唄市企業会計システム更新業務委託
- 2 適用範囲
 - (1) 水道事業会計
 - (2) 工業用水道事業会計
 - (3) 下水道事業会計
- 3 業務内容
 - (1) 新システムの構築業務（カスタマイズプログラムの作成を含む）
 - (2) 新システムを利用するためのサーバー環境の構築
 - (3) 新システムへの旧システムからのデータ移行業務
 - (4) 新システムを利用するための研修業務
 - (5) 新システム使用マニュアル・システム運用マニュアルの作成業務
 - (6) 新システムの運用・保守業務
 - (7) その他、本業務に必要な業務

将来的な文書管理・電子決裁システムとの連携を見据えたシステム構築業務
- 4 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
ただし、仕様書に記載のとおり、実際の本番運用開始時期については、協議の上決定する。

5 参加資格要件 プロポーザルの参加資格は、以下のとおりとする。

- (1) プロポーザルへの参加表明書提出時点で、美唄市競争入札参加資格者名簿の業務委託・物品購入等入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 参加表明の日から契約締結までの間において、美唄市業務委託等業者審査会要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 美唄市契約における暴力団員等排除措置要綱(平成 22 年庁達第 41 号)に基づく入札参加除外措置を、本公告の日から審査終了までの間、を受けていない者であること。
- (4) プロポーザルへの参加表明書提出時点で、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていない団体であること。
- (5) 次の事項に該当しないものであること。
 - ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ウ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の適用を申請した者
- (6) 過去 10 年以内に元請として、本業務と同規模程度以上の水道事業体が発注する企業会計システム導入の受注実績(本件と同等業務)を有すること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO 27001)の規格に適合している又はプライバシーマークを取得していること。
- (9) 法人税、消費税、地方消費税及び市区町村民税に滞納がないこと。

6 スケジュール

内 容	実施期間
参加募集の告示	令和8年 9月28日(月)
質問書受付期間	令和8年 9月28日(月)～ 令和8年10月 5日(月)
質問回答(最終)	令和8年10月 9日(金)
参加表明書提出期間	令和8年10月13日(火)～ 令和8年10月19日(月)
参加資格確認通知書送付	令和8年10月21日(水)
業務提案書提出期間	令和8年10月26日(月)～ 令和8年11月 4日(水)

内 容	実施期間
業務提案書に係るプレゼンテーション 及びヒアリング	令和8年11月中旬
審査委員会による審査(評価採点)、審査結果通知 及び優先交渉者の選定	令和8年11月下旬
業務仕様についての協議・契約交渉	令和8年12月上旬
契約	令和8年12月中旬

7 その他

参加を希望する事業者は、美唄市ホームページにある下記要領等に従うこと。

- (1) 美唄市企業会計システム更新業務委託公募型プロポーザル実施要領
- (2) 美唄市企業会計システム更新業務委託仕様書
- (3) 美唄市企業会計システム更新業務委託要件書
- (4) 美唄市企業会計システム更新業務委託公募型プロポーザル様式集

美唄市ホームページ

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/>